

正

(都市計画法関係)

許 可 申 請 書

調 布 市 長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	建築物の敷地の所在及び地番	
2	建築物の構造	
3	建築行為の種別	新築・増築・改築・その他( )
4	敷地面積	m <sup>2</sup> 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
5	都市計画施設又は市街地開発事業の種別	道路、公園、緑地、広場、土地区画整理、市街地再開発、その他( )

(保存)				年 月 日 許可 第 号			
起 案	年 月 日	決 定	年 月 日	施 行	年 月 日		
あて先				発信者			
この申請は、下記復命のとおり支障ないので、都市計画法第53条第1項の規定により許可する							
係	審査係長	構造担当係長	構造設備監察係長	管理係長	担当課長補佐	課長補佐	課 長
復 命 欄			経過欄	年 月 日		公印照合	押 印
			条件欄	年 月 日			
	受付欄						

## 許可書

申請者 \_\_\_\_\_

年 月 日付で申請のあった \_\_\_\_\_ については、都市計画法第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹

## 記

- 敷地の位置
- 構造
- 建築行為の種別
- 敷地面積
- 建築面積
- 延べ面積
- 条件

## (教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、調布市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、調布市を被告として（訴訟において調布市を代表する者は調布市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。